

第七十一回国会 建設委員会 議 録 第三十一号 (刷 換 分)

昭和四十八年八月三十一日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 服部 安司君

理事 天野 光晴君

理事 村田敬次郎君

理事 井上 普方君

理事 浦井 洋君

小沢 一郎君

梶山 静六君

野中 英二君

廣瀬 正雄君

久保 三郎君

渡辺 惣蔵君

北側 義一君

出席國務大臣

建設大臣 金丸 信君

出席政府委員

經濟企画庁長官 下河辺 淳君

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

建設省河川局長 松村 賢吉君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

委員外の出席者

防衛施設庁施設部連絡調整官 奈良 義説君

環境庁水質保全局長 太田 耕二君

大蔵省理財局長 川崎 昭典君

農林省構造改善局長 山本 純君

建設省建設部長 柴田 達夫君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

建設省建設部長 山本 純君

委員の異動
八月二十九日
辞任
森下 元晴君
安里積千代君
同月三十一日
辞任
松浦 利尚君
久保 三郎君
補欠選任
藤波 孝生君
渡辺 武三君
補欠選任
久保 三郎君
松浦 利尚君

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
水源地域対策特別措置法案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

○服部委員長 これより会議を開きます。
この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

水源地域対策特別措置法案審査のため、本日、水資源開発公団総裁柴田達夫君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしました。と存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
なお、参考人からの御意見は質疑応答の形式でお聞きすることにいたしました。と存じますので、さよう御了承願います。

○服部委員長 次に、内閣提出、参議院送付、水源地域対策特別措置法案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。清水徳松君。

○清水委員 私は、水源地域対策特別措置法に對しまして若干の質問をいたしたいと思います。なお、この法律に関連をしますと申ししようか、同じ類型のものにいたしまして、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律あるいは琵琶湖総合開発特別措置法、防衛施設周辺の整備等に関する法律あるいは目下審議中であります発電用施設周辺地域整備法案、こういったようなものがあるわけです。そのほかあるかもありません。こういう法律については、いわゆるあめ法といわれる法律ですから、現地の住民としてはある意味において歓迎される面もあるわけがございます。それは理解できると思っています。この法案を一読いたしましたけれども、実際にダムができる、飛行場ができる、発電所ができる、その地域のいわゆる生活環境整備あるいは福祉対策、こういったようなものを整備していく、これが主たる目的になっておるわけでございます。しかし、この法案の適用を直接受けない、つまりダムをつくるなり飛行場をつくるなり、あるいはまた発電所等をつくるなりする場合、生活基盤をすでに奪われてしまひ、そうしてまた職業を奪われ、そこにいわゆる住民として残っておられなくなった、そういったような人に対する対策というものはきわめて不十分であるというように感ずるわけがございますが、その点、建設大臣から御所見をお伺いをいたしたいと思います。

○金丸國務大臣 今回御提案し、御審議願っております法律につきましては、全き法律でないとおっしゃられる。また私も、この水源地の生活環境が変わり、あるいはその犠牲にならなくちゃならない、こういうような方々に対しては、いままでのあり方につきましてもこれは大いに反省しなくちゃならぬし、今後のまた日本全体の水という問題を考へてみましても、大きく水の要求を迫られて

おる、そういうことを考へてみますと、ダムをつくらなくちゃならない。しかし、ダムをつくるのにいままでのような考へ方ではないのかということになりますと、いままでのような考へ方ではないのか、この水需要にこたへることではないし、また水没する地域の人たちの環境その他を考へてみますと、水を受ける側と同じような処遇があつてしかるべきだ。しかし、いままでのダム建設の中にはそういうことが多分に欠けておつたところにも、現在ダム建設のむずかしさがあると思ふわけでございます。私はそういう意味で、このダム建設の問題については、水源地の人たちの処遇という問題については、現在の法律でほんとうに水の確保が全きを得られるかということになると、まことに私もその点を心配をいたしておるわけでございますが、今回提案いたしました法案につきましましては、一歩前進、二歩前進というわけでありまして、これで全き法律だとは考へておりません。

○清水委員 この生活再建措置について明文化した法律としては、今度のこの水源地域対策特別措置法については相当明確になっておるわけでありますが、そのほかについては琵琶湖総合開発特別措置法、これについても生活再建ということについて若干明記されておるわけですが、それだけではないでしょうか。その他いような開発法律があるけれども、この生活再建措置について明確に規定したという法律はこの二法だけのように理解しておりますが、そのほかの法律、ありますか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。
大規模な公共事業等の実施に伴います用地補償関係の方々の生活再建等のために、特別な配慮をしなければならぬというふうな義務づけしております法律は、琵琶湖総合開発特別措置法のほかに国土開発幹線自動車道建設法、それから公共用地の取得に関する特別措置法、それから、これは一

般法でございますが都市計画法等にはそれぞれ類
似の条文がございます。

○清水委員 類似の条項はあるけれども、こうい
うふうにはつきり生活再建として住宅を確保す
る、あるいは農地を確保する、あるいはまたその
他環境整備をするとか、いろいろ具体的に書かれ
ておる例というものはほかになんか気になりま
したが、具体的に書かれていないんでしょうか。

○松村政府委員 お答え申し上げます。

ただいま次長から申し上げましたように、これ
に関連する法律というのはたくさんありますけれ
ども、具体的に生活再建についての具体的事例を
あげてはつきりと説明している法は琵琶湖総合開
発法一つかと考えます。それで、先ほど大臣が概
括的に御説明申し上げましたけれども、ちょっと
補足させていただきますという、ダムをつくる
上におきまして問題になりますのは、一つはその
地域の開発と申しますか、その周辺地域がダムの
開発のために非常に阻害される。これを追いつい
て、下流とともに受益をするということは一つの
大きな問題でございますが、それとともに、水没
する人々、これがその地域から外へ出る人もあり
ますし、その地域に残る人もあります。その地域
に残る人々につきましては、それぞれ整備計画の中
においても措置できますけれども、それ以外に、
出る者、これは非常に問題でございます。それで
この法律案におきまして、第八条にあります
「生活再建のための措置」につきましても、単に
水没地域、その周辺地域に残るだけでなく、出
る人に対してもいろいろ考えなければいかぬとい
うことを加味して、いろいろと御相談なり何な
りをするように考えておる次第でございます。

○清水委員 いまこの法律案の資料を、これは専
門調査委員室のほうでつくった資料でございます
が、拝見をいたしました。それによりまして「四
十八年度において建設中又は実施計画調査中の所
管別ダム数」というのがございまして、建設中が
各省の分全部合わせて二百二十三カ所、それから
実施計画調査中のものが百七十九カ所、合計で三百

九十三カ所というものがあげられておるわけです
が、多少の相違はありましようが、これによって
実際水没をするという戸数、あるいはその農地が
どれくらいあるか、それについて具体的に計算し
たものがありますならばお示しを願いたいと思
います。

○川田政府委員 水没戸数の総合計と、それから
それによってつづれます農地の総合計につきまし
ては、できるだけ早い機会に集計をいたしまし
て、資料としてお届けするようにいたしたいと思
います。

○清水委員 これは提案説明等からの数字でござ
います。昭和六十年における全国の水需要のう
ち河川に依存する分は約九百七十億立方メー
トル、そのうち都市の使うものが五百十億立方メ
ートル、またそのために、日本列島改造論を讀みま
しても、昭和六十年には大小千カ所のダムを建
設するといふに書かれておるわけでございま
す。こういったような場合に、大体これまで水没
をする戸数あるいは水没をする農地、もちろん森
林を含めてもけっこうであります。大体の概算
というものが出ておるものかどうか。もしありま
したら、これもまたお知らせを願いたいと思いま
す。

○松村政府委員 ただいま昭和六十年段階のダム
の建設と、それに対します農地の水没する数ある
いは水没する家屋の数というものの概算というこ
とでございまして、これにつきましても実は詳し
く調査のできていない部分が相当数ございま
す。その中で近い将来と申しますか、この数年の間
に着工しようというものにつきましても調査も相当
進んでおるものもございまして、しかしまた一方に
おきましては、将来の六十年に近くなつてから着
工しようとしているものにつきましても、まだ調
査がそこまで進んでおらないという関係があつ
て、この概算というものは非常につかみにくい
のですが、大体の数というものはつかまされてお
ることはつかまわることができません。それで、いま
ここには資料がありませんけれども、後ほどまた

先生のほうにでもお届けしたいと思ひます。

○清水委員 もちろん将来のものについて概算を
出せといつても相当時間を要するだろうと思ひま
す。それならば、この資料にあります二百二十
三カ所の建設中のもの、これについてはしっかり
した数字が出ておると思ひますのでお知らせ願
いたいと思ひます。

○松村政府委員 いまここに積算しておりませ
んけれども、これはすぐまとめられますので、後
ほどの場において御報告申し上げます。

○清水委員 この水没戸数あるいは水没農地面積
等々は、この法案の適用という意味におきまして
非常に大きな問題の部分となるわけですから、そ
の点、それが数字がはつきりしないということに
なると、この法律案の審議にも非常に重要な影響
があるわけですから、その資料については早急に
提出をしていただきたいというふうに思ひます。

特にまた、われわれのほうで想定をいたしまし
ても、生活基盤を失う者が非常に多数にのぼると
いうふうにご想像されるわけでありまして、すか
ら、これらの生活基盤を失う者、しかも職業を失
う者、農業なり漁業なりを失う者、こういった者
に対しての対策というものを綿密に立てていかな
ければ、とても現在建設中のものも、それからま
たさらに将来建設しようとするものについても、
そこそこ大きなネックになって反対の声があ
ります。建設中のもので、ついに計画のものができ
ない、建設中のものでほとんど延びていく、こう
いったようなことになりかねないと思ひます。た
で、その点について十分に調査し、そうしてまた
十分に対策を練っていただきたい、そのように思
ひますが、大臣の御決意をひとつ伺ひをいたし
たいと思ひます。

○金丸国務大臣 ただいま先生の申されましたこ
とにつきましても、十分検討してまいらる所存で
ございます。

○清水委員 本法案、すなわち水源地域対策特別
措置法案、そのほかに公有水面埋立法あるいは東
京国際空港法、筑波学園、その他工業整備特別地

域整備促進法等々、たくさんあるわけです。特に
工業整備特別地域整備促進法ということになる
と、鹿島地区、東駿河湾地区、東三河地区、播磨
地区、備後地区あるいは周南地区等々、たくさん
の地域が指定されて、そこに工場が設置されるわ
けであります。このダムだけでも多くの農民が
その職を失うというふうなことになるか、あるいは
けであります。なりかねないじゃない、実際なる
わけです。特にまた、いま言ったような開発が行
なわれますと、農民のみならず漁民その他の関係
者がその職を失うことになるわけでありまして、
いままでこれらのことについて、水没なりあるいは
立ちのきの農家に対して、また農家ばかりじゃな
く、それによって直接職を失うというふうな方に
対してどのような対策がとられてきたか、ひとつ
御説明を願ひたいと思ひます。

○川田政府委員 先生御指摘のように、従来建設
省ではいろいろ大型なダムをつくつております。
また水資源公団もいろいろ大型のダムをつくつて
いるわけでございますが、たとえば東北地建で申
し上げますと釜房ダムとか、それから関東地建の
管内で申し上げますと蘭原ダム、それから中部地
建では矢作ダム、九州地建では松原・下笠ダム等
につきましても、それぞれ用地買収に伴う移転を余
儀なくされた人あるいは職業の変更を余儀なくさ
れた方々に対しまして、現在追跡調査を行なつて
いる最中でございます。その後の生活環境等の
実情を調べている最中でございます。

また、この法律をいま御審議いただいているわ
けですが、こういった法律の構想をまとめる前の
段階で、用地買収等に伴ういろいろな影響を受け
る方々に対しまして、具体的に、たとえば下久保
ダムの例について申し上げますと、生活再建のた
めの具体的な対策として群馬県等にダム対策室を
まず設けまして、そしてそのダム対策室において
は、御相談に応じまして、移転先のあつせんとか、
代替農地のあつせんとか、それから転職の相
談とかを現実に実施した次第でございます。
○清水委員 その追跡調査は公有水面埋立法の審

議のときに御要望申し上げて、そちらでもおやりになるということであつたわけで、それを実行されておることについては大いに期待をいたします。追跡調査は、何となく行なつたのでは成果があらぬわけですから、それは集中的に、どこか一カ所選んで追跡調査したほうがいいと思ひますが、どこか集中的におやりになっているわけですか。それとも、何となくピックアップしたようになつて追跡調査されておるわけですか。どういう形で追跡調査されておられますか。

○川田政府委員 先生お尋ねの御趣旨は、移転、買収者に対する悉皆調査であるか、あるいは抽出調査であるかとのお尋ねだつたと私思ふわけでございますが、現在私どもやっておりますのは抽出調査でございますが、これから手がける大きなダムについては悉皆調査もやりたい、やらなければならぬと考えております。

○清水委員 その調査の目的というものは、つまり生活再建対策のより徹底したものを求めるために行なうものであらうと思ひます。われわれもそのように主張をいたしたわけであります。生活再建策については、もちろんこれから多くの開発が行なわれるわけでありますが、それぞれの法律においてそれぞれその生活再建対策というものをきめていく必要があるかと思ひます。そして現時点においても、本法案と、そしてまた琵琶湖法案に生活再建対策の項が設けられておるわけです。しかしこの生活再建対策というものは、先ほど申し上げましたように、筑波学園都市建設法あるいはまた工業整備特別地域整備促進法それから公有水面埋立法、そういったようなものについても当然これを挿入をしていかなければならないとわれわれは思ふわけですが、その点についての御意見を伺ひするとともに、そういったようならばらの法律をつくつておられるのでは、どうしても漏れというものが出てくるんじゃないかと思ひます。ですから、この際、そういう追跡調査を基礎にして、いわゆる公共の利益のための事業、それはダムの場合もあるし、飛行場の場合もあるし、ある

いは発電所の場合もある、また公共施設の場合もある。そういったようなものを全部総合いたしまして、離職者に対する特別措置法というものをこの際考へるときではないかというふうにお思ひなす。でございます。ですから、前段のそれぞれ開発立法に挿入するという点、それから、それだけではだめな場合があるから特別立法をつくる必要があると思ふが、その点についてどうか。その二点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○川田政府委員 現在、いろいろ大規模事業を実施する法律の中に、先生御承知のように、用地買収による影響を受ける方に対して特別な生活再建のお手伝いをするような法文が入つておりますが、あくまでも援助ないしあつせんという体制でございまして、法律上の明確な義務づけにはなつていないわけでございまして。そういう意味ではたして統一的な立法ができるかどうかということにつきまして法文上の検討をなす必要があるかと思ひますが、同時に、国民に対する親切な行政として、そういった法案を追跡調査の結果を待ちながらいろいろ私どもも検討していかなければならぬまいと思ふわけでございまして。一応現在の補償の体制はやはり金銭補償を中心ないしは根幹といつて、それを補完する措置としていろいろなかえ地の提供とかあるいはまた就職等のあつせんとかそういうような措置を補完的にして公共事業等が円滑に実施できるように運用になつておるわけですが、それを一歩進めて法律体制にせよとの先生の御意見でございますので、あるいはこれは河川局としてお答えすべきテーマよりもっと大きなテーマかもしれないけれども、私どもとしては十分検討していく必要があるというふうにお考へております。

○清水委員 これはもちろんいまおっしゃつたように建設省だけの問題ではないわけですが、通産省所管もあるし、あるいは防衛庁所管もあるわけですが、運輸省所管もあるわけですが、しかし、この水源地域対策特別措置法のような、こういう生活再建措置の向上というものをそれぞれの法律の中に

取り入れるようにひとつ——ここに防衛庁も呼んであるわけですが、直接このために呼んだわけでもなかつたわけですが、防衛庁としても配慮してもらいたいし、それからまた建設省としても他の省庁に対して強く働きかけをしていただきたいというふうにお思ひます。さらにまた、何と云つても建設関係が一番主ですから、この総合的な離職者対策について建設省が中心になつて、今後ともその特別立法について特別に心を砕いた配慮をしていただきたい。強く要望しておきたいと思ひます。

次に、国土総合開発法が目下審議中であるわけですが、それについて、都市地域に総合開発計画がそれぞれ行なわれた場合にも、それを實際実効のあるものにするためには、どうしてもこういう離職者対策というものが十分やられていかないと云つておられるのじゃないかというふうな心配があるわけですが、もちろんこれに対して、われわれ国土総合開発法案に対する賛否というものを別にしての議論をしておるわけですが、こういったような、あらゆる計画、こういう離職者対策というものは、直接その土地の売買のときに関連することですから、これは十分配慮しておかないと、そしておまへたちは土地を手放しても食うには心配ないのだ、将来ともだいたいぶだというふうなあらかじめのそういった対策がきちつとしていないと、とても計画などというものは絵にかいたもちのような形になりまして、実効にはきつめて困難な面が出てくるのじゃないかというふうにお思ひなす。その点について大臣から特別のお答えをいただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 先生の御指摘の点につきまして、今後いかなる公共事業を推進していく上におきましても離職者対策というふうなことは考へなければならぬし、いたしますが、ダムの問題等につきましては追跡調査を十分にし、また各関係省庁とも十分連絡をとりながらひとつその問題にとり組んで、今後十分な検討を進めてまいりたいと

考へております。

○清水委員 日本列島改造論にいたしまして、昭和六十年までに千百万所くらのダムをつくるといつておるわけですが、そのダムは、この法案の第二条の指定基準に達するものというのは大体どの程度になるものか。もちろんこれはまだ計画ですから、具体的にまだはっきりした問題じゃありませんから数字が出ないと言われればそれまでですが、総理の書いたものですから、おそらくその原案というものは皆さんのほうで出されておる、その素材というものは皆さんのほうで提供されているに相違ないと思ひます。ですからそういう意味でお伺ひするわけです。どの程度第二条の指定基準に達しているものがあるか、おわかりでしょうか。

○松村政府委員 お答え申し上げます。

日本列島改造論という千百万のダム、実は私のほうもその内容はよくわからないわけでございますが、われわれのほうの計画といたしましてはやはり千個ほどダムが将来には必要になるという結論が出ております。ところでこのダムの個々の水没戸数あるいは水没面積、これ等ははつきりわからないのが相当あるわけでございまして、これについてどの程度この水源地域対策特別措置法が適用されるかということとはちょっとわからないわけでございまして。ただ現在の実施中のダム、これらのうちどの程度が水没されるかということとは、これはもちろん推計されるわけで、私どもでいいますと、この整備計画が適用されるダムというのは大体六十前後になるのじゃないかというふうにお考へておるわけでございまして。ということになりますと、大体四百のうち六十くらいの数でございますから、その割合でいきますとおそらく、千百万といふと百五十か何か、そのくらいのことになるのじゃないか。これはほんとうに推計でございますので、あとはわかりませんが、現在はその程度でございます。

○清水委員 そうすると、ほんの一割か二割ということ、個数としてはそういうことになります

ね。もちろん水没戸数、水没農地の広さ、そういったものになった場合はなかなかそういうことじゃないだろうと思いますが、いずれにしても指定に達しない、水没三十戸あるいは農地三十ヘクタール、これ以下のものについてはどういうような救済対策があるのか。その点、政府委員のほうからお伺いをいたしたいと思います。

○松村政府委員 ただいまお話しがございましたように、この適用にならないダムについてどう考えるかということでございます。これにつきましても、この法律を提出する以前におきましても、その地域からのいろいろ再建対策あるいは周辺の整備対策、こういうものについての要望は数数あったわけでございます。それでこれにつきましても私は私ども各省という連絡いたしましてできる限りの措置はやってきておる。行政措置としてやはり道路とかその他の整備あるいは農地の整備についてはつとめてきたわけでございます。ところがこれが非常に数が多くなる、しかも水没戸数も多くなるというようなダムにつきましてもはなかなかに困難な点もあったわけで、それで今回の法律によってこの万全を期したいというふうに考えておるわけですが、したがって、この法律から漏れるいわば小規模ダムにつきましても、やはりこの法律の精神にとりまして、行政措置といたしまして、各省とも連絡もとりまして、あるいはまた建設省自体でもって措置できるものも相当ございますが、これでその地域の整備ということについては極力進めて、この法律に近いような効果をあげたいというふうに考えておる次第でございます。

○清水委員 むしろ問題は三十戸あるいは三十ヘクタールの基準に達しないもの、あるいはさらに地域指定という項があるわけですが、この法律がほんとうに効果を発揮するのは、この地域指定になった場合、大体戸数にして水没二百戸、それから農地面積二百ヘクタール、こういったようなことをお考えのようですが、これぐらいに大きくなれば、やはりそれによって生業を失う、職を

失う、こういったような数も相当多くなるわけですから、法律ができてよとできまいと、あろうとあるまいと、相当の運動になって、皆さんのほうで、政府としてあるいは地方自治体として対策を練らざるを得ないようなことになるであろう、そういうふうに思います。ところが小規模あるいは基準以下ということになりますと、このとおり三十戸あるいは三十ヘクタール、面積も非常に狭いし、それから戸数も少ないということでは、これはなかなか運動にはならない。われわれを何とかしてくれといったような運動にはならない。どうしてもそのためにも救済措置を整備しておかなければならぬ場合がむしろ多いんじゃないかというふうにならぬかと思ひます。そのために、こういういわゆる基準に達しないものを救済するために――これはダム関係の法律ばかりじゃなくて、あらゆる開発関係の法律にもおそろく同じようなことが言い得るだろうと思ひます。そういうたようないわゆる基準以下のものはきわめて弱い立場にあるから、むしろ法律的にきちっとしたものをつくっておいて救済措置をしていかなければならないのじゃないか。特に一つの別々の法律に規定することができないとするならば、たくさん集まると相当の数になるわけですから、したがって、いわゆる公共の福祉のための事業によって職を失う、それに対する特別措置というものが必要になつてくるというふうな思ふわけですが、ですから、こういうこまかいものを広範に救うためにも独立立法が、いわゆる離職者対策のための特別立法が必要じゃないかとも思ふわけですが、その点、御見解を承りたいと思ひます。

○松村政府委員 お答え申し上げます。

先ほど私申し上げましたのは、単に生活再建ということだけではなくて、やはりその地域の周辺の整備計画というものを含めてのお話を申し上げまして、しかしまあこのうちの離職者、特に水没いたしました生活再建の一部としての離職者対策、これについては非常に重要なもので、ダムについて申し上げますと、やはりこれが一つのダム

で非常にまとまってくる問題が大きくなってくる。それでまた地方の公共団体、市町村あるいは県、こういう段階でなかなか措置のしにくい点もある。それでこういう法律でもってひとつまとめたいというところでやっておるわけでございます。これは数が少ない場合には、このあつせんその他の措置につきましても、地方公共団体等の協力を得ますと、比較的可能性も多いわけでございます。そういうことで措置しておるようなわけでございまして、これは国全体の措置といたしまして、ダムだけでなく、ほかのもの、こういう公共事業等によりまして土地を失ひ、あるいは離職した者に対する対策を考える必要があらうということでは、私も十分検討してやらなければならぬんじゃないかというふうな考えておるわけでございます。

○清水委員 先ほど申し上げましたとおり、本法案はこの周辺に残っている方々に対する対策を主としてつくられておる、いわゆる周辺の整備の法律であるわけですが、ですから、その法律に出てこない、そのためにこの地域を去らなければならぬ方々に対する対策というものがもっと明確にされてよいんじゃないかということでも質問しておるわけでございます。もちろんこの法律に初めて生活再建というものがきわめて具体的にでてきたという点に対して歓迎しながらも、他の法律がありにもまだおくれおる、そういう点について、あまりにも気を配らな過ぎる、といったような立場で、この法案にかこつけながら御質問を申し上げます。そのいう意味におきまして、このダム法案に限らず、他の多くの開発法律の中にもぜひ、小規模開発であつてとかく忘れられがちのこの犠牲者に対する措置というものを、今後ともそれぞれの法律に入れるか、あるいはまた独立立法というものををつくるか、いずれかにしてもらいたいということを再三申し上げておるわけでございます。

本論に戻りますが、いま言ったようにこの水没面積が二百ヘクタール、あるいはまた水没戸数が二百戸、そういったようなある水準以上のものに對して適用されるということであるとすれば、この法律の適用を受ける数は千百のうちの百五十くらいといったような御説明があつたわけですが、きわめて少ない数になるような気がするわけでありまして、いま現在、この資料によつても三百九十三カ所というものが予定されておるわけですが、そのうち実際のこの法律が適用されるであらうと予想されるものは何カ所ぐらいになるわけですか。先ほどの六十カ所といったような数字で

二百戸、そういったようなある水準以上のものに對して適用されるということであるとすれば、この法律の適用を受ける数は千百のうちの百五十くらいといったような御説明があつたわけですが、きわめて少ない数になるような気がするわけでありまして、いま現在、この資料によつても三百九十三カ所というものが予定されておるわけですが、そのうち実際のこの法律が適用されるであらうと予想されるものは何カ所ぐらいになるわけですか。先ほどの六十カ所といったような数字で

○松村政府委員 そのとおりでございます。

○清水委員 この法律は、水資源確保のためのダム建設または湖沼の水使用促進をはかる上で隘路となつてゐる周辺地域住民の反対に對して一定の水源地整備と生活再建、国の負担の割合の特例を設ける、そういうことによつて事業の促進をはかるということが目的となつておるわけですが、しかし、いわゆる金銭補償といつたような原則は相変わらず変わつておらないわけでございます。しつこく言うようですが、国が職業の保障あるいは前収補償等を金銭補償と一緒に、それ以上に努力をしていかなければならないということ強く訴えていきたいと思ひます。この法案の内容だけならば地方自治体やあるいはまた、水資源公団総裁も来ておられますが、公団のほうでもすでに相当程度やつてきたような気がするわけでございます。それを、この法律をつくることによつていままでもやつてきた以上にやろうとする一つの当然のねらいがあるだろうと思ひますが、具体的にいままでやつてきた以上のことでどういふことをこれからやろうと思ひます。いまこの法案にあつたわけの程度ならば、すでに今日までやつておるわけですね。ですから、もしさらに前進したものを皆さんがおやりになるというならば、もちろんわれわれは大いにそれを期待するわけですが、具体的にどのようなことを今後おやりにならうと思ひているのか、その点をお伺いをいたしたいと思

います。

○川田政府委員 先生お尋ねの御趣旨は、生活再建のための措置について、この法律を出すことによって具体的に一体どのように新しいことをやろうとするのかとお尋ねでございませうけれども、私も従来からいろいろ大型のダムを手がけております。各地方におきましてそれぞれ三百戸以上水没するようなダムも手がけているわけでございしますが、その場合に一番問題になりますのは用地の買収並びに移転の補償という問題でございまして、これは常に古くしてしかも新しい事業と申しますか、新しい問題点が常に出てくるわけでございします。そうしたものをまず第一に解決いたしませんと、ダムの工事に入れないというのが実情でございします。したがって、それぞれのダムの特殊事情に応じてございまして、それぞれの対策をいままですべて講じてきておりますので、今後この法律が出ましたからといって、何かいままで落ちがある、新しいことをここでやろうとするのかという疑問も当然生ずるわけでございします。そうした趣旨ではなくて、考えられるいろいろなことを親切にやってくれたい。代表的なこととして宅地のあっせんとか農地の取得に関するあっせんとか、住宅、店舗その他建物の取得に関するあっせんとか、職業の紹介、指導または訓練に関するあっせんをやるということに法律上の条項として義務づけるということに非常に興味がある。またこれによって直接地元の人たちが、調査事務所あるいは工事事務所等と折衝をする際に、こういった条文を背景としていろいろ御要求も出せるということにむしろ意味があるものというふうな考えでございします。

○清水委員 もちろんこの生活再建のことについては琵琶湖総合開発特別措置法に始まり、さらにまた本法案において前進している点が見られるというところについては、われわれも大いに歓迎するところでありませう。しかしながらやはりまだまだ金銭補償という域を出ておられない。われわれはこの法律をつくるねらいというものは、さらにその

場限りでないもの、言うなればアフターケア的なものをぜひやってもらいたい、そういったような前進した姿を今後見せてもらいたいということに強く要望するわけでございします。たとえば農家に對して金銭補償をする。そしてそれによって農家はアパートを建てればいいじゃないか。そうした何ともやらなくとも食っていくんじゃないかというふうな説明がいくつかの委員会の御答弁にあったと思います。しかしながら、われわれとしては、農民の場合はその労働力を使い得るような形で職業保障をしていかなければならぬ。そうでないと、いままですべて働いておった農民が労働力を使うことなく、ただアパートの収入によって生活をするといったようなことだけでは、ほんとうの意味での生活保障にはなるまい。そういったようなことについて同じく生活保障を十分に配慮して、やはりいままですべてきた職業を十分に配慮してこれらの方々に対する一つの生活保障というものをやってくれなければならぬ。そういったか。そういうきめこまかい指導というか、そしてまたアフターケア的なものが絶対に必要になるであらうというふうな思ふわけでございします。そういう意味におきましても、せっかく生活再建ということになったんだから法案の規定がきめこまかくなりつつあるわけですから、そこまで考えたところの内容にまでさらに一歩前進をさせていたいただきたいというふうな強く思ふわけでございします。

いままでは、目下つくられつつあるもの、それからまたこれからつくられるであろうものを対象にして御質問を申し上げたわけですが、どうでしょう、いままでも相当つくられておるわけでございします。現在建設中のものであるいはまた将来の計画に對してもあまり完全な対策がない現在、既設のものについては何らの配慮がなされておらないのは当然でありませうが、こういったように少しでも前向きなものが出来た今日において、すでにつくられたものに対しては今後どういう対策をしていこうとするのか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○川田政府委員 今回御提案申し上げました水源地域対策特別措置法案の考え方といたしましては、先生御指摘のように、生活再建のための措置というものと、それから地域社会がごうむるいろいろな不利益に対する補てん的な事業を実施することを一つのねらいとしておるわけでございします。そのために水源地域整備計画というものを一つ作り、計画的な事業を実施するというものを一つのねらいとしておるわけでございします。

そこで、いままですべてつくられたダムというものにつきましても措置をございしますが、すっかり完成しているダムにつきましても、一応事前に十分そういった計画についても地元の方々と、各個人あるいは地方公共団体とも十分打ち合わせをやって実施している次第でございします。特にこの法律として取り上げるということは考えておりませんが、ただ、この法律の運用上必要な各省の連絡の場が、たまたま必要でございします。いろいろな事業にわたって、また生活再建の御協力ももちろんだらうかあるわけでございします。それから、そういった問題も含めまして、関係各省の連絡協議会という場をつくっております。四十七年の九月に次官会議申し合わせで、ほとんど各省網羅した局長クラスの方々と、ダム関係のそういった問題を処理するための連絡協議会をつくっております。で、もしもいままですべてつくられておるというところまで、そういった場で取り上げて、個々に解決してまいりたいというふうな考えております。

○清水委員 既設のダムのある市町村からいろいろな要望が出されているわけですが、「既設ダム所在市町村の低地にある行政水準の速やかな引き上げのため、国の財政援助措置について十分な配慮を行なうこと」それからまた「ダムに係る固定資産のうち、水道事業及び工業水道の用に供する部分について、固定資産税の課税対象であるいは国有資産等所在市町村交付金の交付対象とするよう所要の措置を講ずること」こういったよう

な要望があるわけですが、こういったような要望に對してはどのように対処をされていくつもりであるか、御所見をお伺いしたいと存じます。

○松村政府委員 ダムの固定資産のうち水道、工業用水道にかかる分、この固定資産税あるいは市町村交付金、これの分につきましては数年来非常に問題になっておるわけでございします。それで、ダムをつくる建設費といたしましては、この固定資産税、あるいは交付金、これの交付はぜひ必要ではないかという主張が続けてきておるわけでございします。しかし一方、公共料金等の関係もございまして、これについてさらに検討を要するという声も関係各省のうちには出ておるわけです。それで、早急の解決ということにつきましても、私どものほうもぜひともこれを進めたいということ、さらに強力に担当者といましては進めていくと考えてございします。

○清水委員 時間がありませんので質問を進めたいと思ひます。

いままでは、生活の基盤を失い、生業を失った者に対する対策を中心に御質問申し上げたわけですが、今度は本来の目的である関係住民の生活安定と福祉の向上という立場から御質問を申し上げたいと思ひます。

政府は、ダムのためには水源地域対策特別措置法案、あるいはまた新東京国際空港のためには新東京国際空港周辺の整備のための国の財政上の特別措置法、軍事基地のためには防衛施設の周辺の整備に関する法律、発電所、これは火力だとか原子力発電所等のためには、発電用施設の周辺地域の整備の法案、それぞれ用意をしておるわけですが、また筑波学園都市あるいは鹿島工業団地等の開発の場合にも周辺地域の対策が当然必要になってくるわけでございします。

多少それのような感じもするわけですが、いまいわゆる日米の申し合わせによって、軍事基地というものがそれぞれ国の何方かに集約されるような方向でありまして、それに関連して相当多くの米軍基地というものが返還をされるといふ状態

に来ておるわけでございます。いま私が御質問申し上げようとするのは、全国的に見てちょっと様子の異なるケースでありますので御質問申し上げるわけですが、埼玉県狭山において払い下げの問題になっているのは、もとの稲荷山公園というところにありましたハイドパーク、二十一万九千百平方メートルの問題であるわけです。これは戦後米軍の進駐によって強制収用同然に取り上げられたものであるわけです。このときに狭山市の所有者は——所有関係はどういうふうになっておったか私たちがよく調べがついておりませんが、防衛庁のほうで、この米軍に接収されました稲荷山公園というものが、そもそもどのようないきさつであるか、そのような値段によって強制収用されたものであるか、もしおわかりならばひとつこの席で御説明をお願いしたいと思います。

○奈良説明員 お答えいたします。

先生御指摘のいまの稲荷山公園地区といまのは、いわゆるハイドパークといわれております住宅地区のことだと思っておりますが、これは米軍の接収以来といえますが、昭和三十三年以降五年にわたって民間の方から買収させていたものでございます。当時の経緯につきましましては現在わかりませんが、価格でございますが、三十五年、最終年度の価格は坪で二千六百十円で買上げております。

以上でございます。

○清水委員 狭山市のほうでは、今度この返還のあと地を稲荷山公園として、もとのとおりにして市民のために使用しようというように考えておるわけでございます。そのためにぜひ無償払い下げあるいはまた無償貸与をしてもらえないかというお願いが、大蔵省なり防衛庁なり、それぞれの関係機関のところに来ておるわけでございます。私は別にここで陳情申し上げようとは思わないが、とにかく市民から強制収用同様にして取り上げたこのハイドパークがせっかく返るわけでありまして、特に狭山市としては、自衛隊がこの米軍基地のほとんどを使っているわけですから、基地そ

のものは依然として残る、したがって当然基地周辺の整備に関する法律の適用の中にあるわけでございまして、そういう意味からしても、当然相当程度の施設を市民のために今後ともしなければならぬといったようなことがはつきりしている以上、この市民の要請に対しては当然こたえるべきであるというふうに私は思うわけですが、その点について大蔵省はどのようにお考えになっているか、担当の人が来ていますので、ひとつお答え願いたいと思います。

○川崎説明員 御指摘の稲荷山公園でございますが、地元から公園にという御要望は私も承っておりまして検討いたしております。ただ、御承知かと思いますが、この米軍施設の統合につきましてはかなりの経費を要しますが、このあと地は特定国有財産整備特別会計で行なうということになっております。したがって、国有財産一般の原則でございますが、時価処分ということになるわけでございます。しかしながら、公園あるいは学校、そういったような無償で貸し付けられることができるとか減額売り払いができる、そういったものに該当いたします用途に充てるという場合には、やはりそれはそれ無償で貸し付けたり減額するということもできると考えますので、時価売り払いの原則とこの無償貸し付けできるといふ範囲をケース・バイ・ケースで、特に地元とよく御相談をしながらきめていきたいと考えておるわけでございます。

○清水委員 ぜひその点について前向きに、市民の喜ばれるような形で御検討をお願いしたい。特に軍事基地が依然として大半残るという形の中の払い下げの、あるいは貸与の問題でございますので、その点、防衛施設周辺の整備等に関する法律のたてまえからしても十分配慮していただきたい。実はいま国会の前におきまして「北富士 忍草母の会」という方々が「国策遂行に悪乗りする防衛施設庁の不正な補助金行政のこり押しを告発する」というような文書をまかれておたわけですが、この事の内容は別として、一応防

衛施設庁としても北富士演習場関係にも十億円近い補助金が交付されるというような内容も書かれておるわけですが、いずれにしろ、基地周辺には相当額の金を防衛庁としても支出されておるわけですから、その一環としても、ぜひ大蔵省と協議されまして、市民にはできるだけ負担のかからないような形で、もとの稲荷山公園とすることができるといふことを考慮してもらいたい、すべきである、そういうふうにお考え願います。

これは同じく入間市においても同じことが言えるわけでございます。入間市というところは、主要なところ、駅も袋小路みたいなところに存在するという形で、これも基地が駅の周辺までずっとなっておるわけですが、たまたまこの基地の返還ということが起こってまいりました、その点において、これを機会に駅の周辺を整備をして、ほんとうに近代的な入間市を建設しようというふうな、そういう計画がいま入間市の中で練られておるところでございます。ですから、これまた防衛施設周辺の整備等に関する法律の趣旨からして、あるいはまたこの入間基地の前身である航空士官学校ができること、いままでの入間市の協力の経過からして、当然このハイドパーク同様に、基地周辺の整備をするため、入間市の近代的な整備計画といふものを成功させるために、大蔵省、防衛庁としてもこれに対して協力をしていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけでございます。その点についてハイドパークとあわせて、防衛庁、そして大蔵省からの御答弁をひとついただきたいと思っております。

○奈良説明員 私どもは、現在もそうでございますが、今後とも特にこの関東地区の基地の集約あるいは返還ということに努力をしてみたいと思っております。その結果返ってまいります土地が出てまいりますれば、これはそれぞれの地方の実情に合った形で大蔵省等におきまして利用計画を検討されておるわけでございますが、基地として長い間使っていたという因縁もございますので、私ども

も十分地元の方たちの御希望を大蔵省等にお取り次ぎをして、側面から援助させていただきたい、このように考えております。

○川崎説明員 先生お話しの入間市からの御要望も私もよく承っておるわけでございまして、ただいま関係機関がたびたび集まって協議をいたしておる段階でございますが、いづれ成案を得ましたら中央審議会におはかりをしたい、そしてその上で具体的に中央審議会の審議を経て処分を決定する、そういうふうにお考え願います。その際にはやはり地元の御要望に最も沿った形で、過大な負担にならないような案をつくって御審議をお願いしたい、そういうふうにお考え願っています。

○清水委員 本法案の中にも、ダムの周辺整備計画を施行するために必要ある場合は国有財産等も払い下げるといったようなこともあるわけですから、全く同様の法律である防衛施設周辺の整備等に関する法律の趣旨からしても、当然この入間市なり狭山市の都市計画について、十分基地周辺の土地として協力をしていく必要があろうというふうに思うわけでございまして、そういう意味からしても、ぜひ大蔵省、防衛庁、ともに、この入間市、狭山市に向かっての整備計画に十分ひとつ協力をしてほしいということを御要望申し上げておきたいと思っております。

次に、これはダムではございませんが、全くダムと同じように、地域住民にはそのものが典型的な公共の施設でありながら、ちっとも周辺にはメリットがないというようなことでやはり問題になっておるの、いわゆる建設省直接の所管であります、森林公園の問題があるわけでございまして。

〔委員長退席、天野（光）委員長代理着席〕

森林公園というのは、これまた埼玉県の滑川村というところ、熊谷に少ししかるわけですが、約三百ヘクタールという、日本では最大の公園といわれておるわけでございます。問題の本質はダムと全く同じでございます。これは明治百年記念公園として、いわゆる武蔵丘陵森林公園と呼ばれてお

るわけですが、昭和四十四年に着工いたしました、四十九年五月開園、来年の五月には開園ということになっておるわけでございまして、ほとんど七、八割方完成を見ておるわけでございまして。経費は四十六億円、広さは、先ほど申し上げました三百ヘクタール余り。で、ダムではないけれども、この市町村の生活の基礎条件というものが非常に変化をするということ、また、変化はするが、それによってメリットというものがあるに少ないという点においては全く同じで、ダムと同じであるというふうな気がするわけでございまして。このことについて関係市町村からは早くから一つの要望というものが出されておるわけであります。で、公園の整備と並行して周辺の整備が行なわれることが地域発展上絶対必要な条件である。そして、県や国においても関係市町村のこの要望を取り入れて森林公園周辺の整備を早急にお願いをする。そしてまた、整備計画をやるについても関係市町村と十分連絡をとって、意思というものを尊重してもらいたいというふうな要望も出されておるわけでございまして。これについて建設省としてはどのように考えられておるか、ひとつお答えをお願いいたします。

○吉田(泰)政府委員 武蔵丘陵森林公園は、御指摘のとおり三百ヘクタール余に及ぶ非常に広大な公園でございまして、全額国費をもって明治百年記念事業として施工中であり、四十九年には大部分が完成いたしますので開園の予定であるということはおっしゃるとおりでございまして。お話ではございまして、この事業に関連いたしまして、いろいろと周辺地域あるいは地元村にとりましてメリットとなるようなことも多々あると考えております。たとえば、東武東上線に「森林公園」という駅ができるのか、あるいは開越自動車道が現在建設中でありまして、そのインターチェンジが付近にできるのか、あるいは国道のバイパス等が促進されるのか、あるいは緑道が関連して整備されるのか、県道の拡幅などが行なわれるということがあるかと思いますが、それにいたしまして

も、広大な地域を国営公園として将来にわたって、占めることになりまして、今後とも地元村の御要望、御意見も拝聴しながら、さらにこの地域全般の総合的な発展、保全ということの調和につとめることにいたしたいと思っております。

○清水委員 たいへんメリットがあるようなお話もされたけれども、最初はそういうことになるであらうというふうなことで、村のほうとしてもたいへん喜んでおったようでございまして。ですからわれわれも、これは建設省のほうにも来ているだろうと思いますが、四十三年のこの計画がされたあたりは、非常に陳情書にも歓迎されておる状態というものがよくあらわれておるわけでございまして。たとえば四十三年の六月二十二日の陳情書を見ましても、「国、県当局の格段の協力とご努力により、本村に森林公園建設の決定がなされたことは村民挙げて感謝しております。」こういうようなことが冒頭に記されておるわけでございまして。ところが実際この工事が進行し、完成が近づいてくると、だんだんこれは様子が変だということになってきておるわけでございまして。そしてこれは四十七年三月二十一日の請願書になるとだいたい様子が変わってきて、「爾後五ヶ年間に農地買収に際した旧地主は生計に事欠く事態となり細々公園労働者として労金をえて生計を保つ現状であります。森林公園開園後は労金の途も絶え、その後には於ける生計は誠に憂慮に堪えない事態が到来することは必然であります。ついては私達旧地主の窮状をご推察下さいまして公園内に於ける売店その他公園一般管理業務に関する諸権利を旧地主にお与え下さる様特別の措置をいただきたい。」こういうふうな、どうも生業の保障の問題で非常に大きな問題が出ておるというふうな点についてひとつ建設省の今後の対策をお伺いをいたしたいと思っております。

同時に、この森林公園ができたことと関連して、県のほうでは緑地保全地域というものをこの滑川村のほとんど全域にわたって指定をするというふうな状況になっておるわけでありまして、その点についてはわれわれは別に反対というふうなここに意思表示をしておるわけではありません。ただ、滑川村としては、この公園ができたために非常に今後町も発展するであろう、それからまた開発もされるのではないかとというふうな期待が非常にあったわけでありまして、森林公園ができてくるにつれて、どうもそういう方向のことが期待できなくなつたといったようなことで、村民としては、森林公園に対するメリットという点においては当初の考えよりもだいたいふん当てがはずれたというところで失望しておるというのが現状のようでございます。その点についてひとつ建設省の御見解を承りたいと思っております。

○吉田(泰)政府委員 先ほど申し上げましたような関連する諸事業の促進というふうなことは、当初から別段過大に申し上げたことではないと思っておりますが、しかし現実には数年間たちまして、まあ開園の時期が来たら、それぞれ村民の方が思っていたようなイメージと実際感じが食い違ふということもあり得ないことではないと思っております。私もそういうことで誠意をもって全体の総合的な計画を進めてきたつもりであります。なお、お村当局あるいは地元村民、なかなか用地買収に協力された方々の御要望につきましては、個別に御相談に応じ、できる範囲で今後の対策に生かしていききたい、こう考えます。

○清水委員 この森林公園は、最初は大体年間百万程度の入園者を考えたというふうなことのようであつたのですけれども、いろいろ諸般の情勢——コンピューターにかけてやつたそうですが、三百六十万程度の入園が予想されるというふうな実情のようであります。こういうふうな場合に、森林公園の周辺の道路事情というものは、開越道路といったようなものもあるし、それに取っつけ道路もできるわけだが、特に北のほう、熊谷—森林公園、こういったような森林公園との間の道路について全然計画がないというふうな状況のようであります。しかし、一般的な利用のしか

たを考えると、東京から森林公園を見て、それから熊谷のほうへ出てそのまま北へ抜ける人、あるいはそのまま十七号を下がる、そういったような利用のしかたをする人も相当あるのじゃないか。また逆の場合もあるのじゃないかというふうな予想からして、この道路計画といったようなものはどのようになっているのか。そういったようなことについて地元自治体、特に滑川村との間にいろいろと折衝がなければならぬはずですが、そういったような状態になっておるのか、その辺のこともお伺いをいたしたいと思っております。

○吉田(泰)政府委員 私ども開園当初から百万人程度の入園者があるものと予測しておりましたが、次第に後年度になるにつれて、将来としては二百万人くらいにふえるものと考えております。非常に広大な公園でありますので、それが南北に長細くなつておりますので、南北間の距離というのも相当あります。その辺が当初の計画には、たとえば御指摘のように北側の入り口とか、あるいは北側に取っつけような道路という計画もなかったわけでございまして、そういった地形あるいは入園者の予想等を勘案し、かつは地元の御当局のいろいろな御要請というものも考え合わせまして、北側にも入り口をつくり、さらにその周辺街路を整備するというふうなことを考えたいと思っております。特に入り口につきましては四十九年度にこれを事業化したい。当初の公園全体計画三十六億には含まれてない事業でございまして、明年度これを予算要求して実施し、あわせておいおいと関連事業の整備にもつとめたい、こう思っています。

○清水委員 道路計画もさりながら、今後の森林公園の運営の問題、それから周辺の整備の問題等々、地元自治体との間の話し合いが建設省との間に行なわれているかどうか。どうもわれわれ行って現地を視察してみても、その間何らの折衝もないような気がします。その点について自治体との間の、いわゆる関係市町村との間の話し合いが進められておるかどうか。今後の森林公園の運

管の問題、それからまた周辺の道路計画その他を中心とした計画の問題についてお話し合いをしていられるかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 この事業は、直接には関東地方建設局道路部及び出先の事務所、担当しているわけであります。いろいろ地元の方たちの御要望によりましては、直接その事務所なりに建設だけで対処できない問題もあります。その間に御指摘のようなこともあったかもしれませんが、基本的には十分接触もし、御意見も承るようにつとめていられるはずでありまして、もし抜かりがあるようであれば、今後はそのようになります。

○清水委員 地元との話し合いを早急に持たないと、来年の五月開園ですから、あと幾らもないわけです。やることはたくさんあるわけです。しかも地元の農地を手放した方からの悲壮なるいわゆる生業保障その他の要望も出ているわけでありまして、これはたまたまダム関係の法律審議のときにやるのとはどうかと思つたのですが、類型としては同じ種類のものであらうというように考え方のもとに、時間をかりて御質問を申し上げておるわけでございます。その点について村との間にひとつ早急に今後のいろいろな運営や整備計画の問題で話し合いをしていただきたい。現地で当事者能力がない場合が相当あるようですから、これは建設省の直轄でやっている仕事でございますだけに、ぜひひとつ今後話し合いに入ってもらいたいというふうに思ひます。

特にいま問題になっておるのは水道の問題でございます。これはいつか新聞でも出ておつた問題ですが、滑川村というところは大体水はないのです。北に行くほど関東平野は水がないわけですが、深い井戸があるいはため池等を利用して水を使つておるという状態です。森林公園ができて、森林公園のほうからの要請によって水道が必要になったということで、四十六年三月に県のほうの水道の施設の認可をとりまして、東松山のほうか

ら一日三千立方メートルという水を購入する契約をいたしまして、そのうち公園が一日一千立方メートルというふうな話し合い、約束であつたわけです。公園側としては四十七年度現在、一日にたつた十立方メートル程度しか使つていないのです。ところが滑川村としては、森林公園ができて、このことを一つの契機にいたしまして、一挙にここで村での水道事業というものをひとつ整備していこうということになりました。先ほど申し上げましたような計画になつたわけでございます。しかし去年の四月に建設省のほうから、四月から給水してもらいたいという依頼書が参りまして、それで四月一日から給水の開始ということになつておるわけでございます。これは依頼書というものは建設省関東地建の局長から来ておるわけでございます。ところが公園側としては現在一日たつた十立方メートルしか使つていない。しかし村としては、一応公園側に日に一千立方メートルというものを給水するというのを一つのごにしながら村の水道計画というのを立てておるわけでございます。村のほうとしてはそのような水道給水計画のもとに水道事業を始めたのであるから、いまさら一千立方メートル使わない、十立方メートルしか使わないから、その十立方メートルの代金でがまんしろといわれても水道会計は成り立たないということ、森林公園に対して、一日に千立方メートルですから、月三万立方メートル分の二百二十五万円の請求をした。ところが公園のほうでは十立方メートルしか使わないからそれだけしか払えないというふうなことで争ひが起きておるわけでございます。その点について、現在もそういう状態が続いておるかどうかをちょっとお伺いしたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 現在もまだ話し合い継続中でありまして解決しておりませんが、直接に村当局あるいは県のほうのあつせんなどもお願いしているようでございます。早急に解決しなければならぬと思ひます。

○清水委員 いろいろ問題があると思ひます。実際、村のほうとしても無理を言つておるという点もわれわれのほうとしても考えられなくはないわけですが、しかしこういうふうな、村の約十分の一ぐらいの地域を占める森林公園、この森林公園の及ぼす影響というものは、やはりそうメリットばかりではない、デメリットも相当あるものというふうなわけであります。考えておるわけでありまして、そういったようなことで、こういつたようなものをつくる以上は、やはり周辺の整備ということについても建設省としては当然協力をしていくというふうなことでなければならぬと思ひます。当然村の水道事業の運営についても協力をしていくという態度があつていんじやないかというふうな思ふわけでございます。現在公園に関する周辺整備の法律が別になつておるから、せめて水道事業ぐらゐで率先この事業の円滑なる運営のために建設省は協力すべきであるし、村としてもその辺のねらいからそれを要求しておるのではないかと。せめて水道事業ぐらゐは建設省協力してくれたいといんじやないかというのがほんとうの気持ちのようには私に受け取つておるわけでございます。その点について重ねて建設省側の御見解を承りたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 水道事業の運営につきまして未解決の問題が残つておることはまことに恐縮であります。私も一応の筋道と理論づけといふものがなければ、やはり全額国費で建設もし、将来は維持運営もしていくというつもりでありますので、そういった費用を出すということも説明がでないのではいか、こういうふうな意味合いであります。しかしながら村当局もかなり大規模にこの公園による水の使用料といふものに依存している事業計画であるということもわかりますので、そういった何ででも計算づくめという態度ばかりじゃなくて、おっしゃるような気持ちも含めまして円満に解決するようにいたしたいと思ひます。

○清水委員 そういつたような前向きな御答弁で私は了解したいと思ひますが、本法案の十一條の精神からしても、ぜひこの地元の要望というものをこたえていただき、そしてまた少しでもこの地元の各方面の整備計画に協力していただきたい。それが一連のこの公共施設の設置に伴う周辺整備の法律の趣旨でもあらうというふうに思ふわけでございます。

最後に伺ひしますけれども、この森林公園の運営については、その運営の主体はどういう形になるのか、やり方はどういう形になるのか、その点、お伺いをいたしたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 当初予定しました事業は今年度でほぼ終わるのでございますが、しかしながら先ほどのお話しのような北のほうの入口の追加工事が必要だと考えて、これも明年度相当予算計上いたしたいということで予算要求をすることにしたしております。そういったことで、五月ごろに開園はいたしますが、依然として明年度は建設工事も終息しない、こういう状況であらうかと思ひます。本格的にはおそらく五十年ごろに工事は終わりますが、維持管理のみに切り変わっていくと思ひますが、将来の維持管理のあり方について私としては、私も、国が建設した公園でございますので、国、つまり建設省の直轄による維持管理ということを考えます。ただし、直接にその維持管理の人手をたくわえておくということ、は、定員も非常に少なくて、非常に複雑な事務にもなりますので、そういった定員の節約その他から見まして、これはまだ私どもの考えであります。国とか地方団体の共同出資によるような法人でもつくつていただいて、これに事業行為を委託するというようなことが最も適切ではないかと考えておりますが、なおこの点は検討中であります。

○清水委員 それじゃ念のためにお伺ひします。大体国と地元の自治体、それから民間を含めた、言うなれば第三セクター的なものをお考えになつておることですか。

○吉田(泰)政府委員 これはまだ私どもの構想でありませんが、したがって民間まで入れるかどうかまだ考えておりませんが、少なくとも国だけじゃなくて、国と地元の出資による財団法人のようなものであれば、その運営についても地元の方のいろいろな意見というものが反映されやすいのではないかと、こう考えております。しかしながら運営費自体はもちろん国の予算をもって計上し、これをそこに全額委託する、こういうふうになります。

○清水委員 こういった運営についても、村のほうから「武蔵丘陵森林公園園内受託業務並びに周辺業務に関する組織編成について」といったような提起もされておるようでございます。ですから、いずれにしてもいまの場合ですと地元の自治体との間の話し合いというものが、来年の五月開園を控えて全然ないといったようなことは、ずいぶんいろいろな面で問題があるようでございますから、単にこの水道料金の問題ばかりじゃなくて、今後の森林公園の運営のやり方等についても十分ひとつ地元の自治体と話し合せて、地元の自治体の意向というものを取り入れていただきたいということを強く要請しておきたいと思えます。また、そういったような形がなければ、今後ともこういった公的なものの設置というものについては地域の住民の大きな抵抗を受けることになるのではないかと、いふふうに思いますので、その点十分留意されて地元と折衝に当たられることを重ねて御要望申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。

○天野(光)委員長代理 久保三郎君。
○久保(三)委員 申し合わせの時間もきめられておるようでありまして、あるいは中途でやめなければいかぬかもしれない、また、お呼びした政府委員側にもお尋ねしないでお帰りたい、場合もあるかと思うのですが、たいへん失礼ですが、あらかじめ御了承いただきたいと思うのです。私は、御提案なさっている水源地域対策特別措置法の中で、全体的には同僚の皆さんから専門的な立場で御審議がなされていると思うので、特に、私自身にも関係することではありますが、この法案の中に入っている湖沼の問題について限定してお尋ねしたいと思っております。

まず第一に、この法案にある「湖沼」という中にはどういうものを具体的に御指定なさるのか、確認のためにお尋ねしたいと思えます。
○松村政府委員 お答え申し上げます。
この法案の中に入っております補償ということばでございますが、この法案に入っておりますのは、一つは整備計画というものをとりまして、ダム及び湖沼の周辺の整備をするということと、それから再建対策と申しますか、水没者に対する生活再建のための措置、こういうものを入れていくわけでございます。個人の補償をどうするかというところにつきましては、この法律そのものでは特に触れておりません。

○久保(三)委員 湖沼そのものには触れておらないのでありますが、それでは「指定湖沼」という、その指定される湖沼はいかなるものであるのか、それを聞いてみるのです。回りくどい話は、時間がないから端的に答えてもらいたい。
○松村政府委員 問題を取り違えまして失礼いたしました。
この法律にあげております「湖沼」の対象としては、現在さしあたり考えておりますのは霞ヶ浦でございます。
○久保(三)委員 さしあたりは霞ヶ浦だが、これ以外に今後予想されるものがあるのかないのか。
○松村政府委員 まだ具体的にどこというところはいまきまっておりませんが、将来としまして考えられないことはないと思えます。
○久保(三)委員 考えられないことはないということは非常に不確定な話ですね。それでこの問題ははっきりいって、先ほど来御説明があったように、水源地域対策として、ダムの周辺におけるところの整備、それからダム建設を容易にするための目的で最初考えられたし、そういう本院におけるところの附帯決議もあり、関係都道府県知事の

要請に基づいてこれはつくってきた。そうでしょう。その途中で「湖沼」と入ったのは、たしか今年の予算委員会の中でも、当時、あなたかどうかわかりませんが、私と議論しましたね。そのときに霞ヶ浦の問題の議論をした、霞ヶ浦の総合開発の問題で。昨年は琵琶湖の総合開発特別法ができた、これとちっとも変わらないう、こういう対策でなければ、やはりだめではないかという議論をしたところが、いや幸いに水源地域対策特別措置法というか、そういうものをいま考えているから、それに突っ込んで解決しようという話が当時あったと思うんですね。そうでしょう。だからこの法案にある「湖沼」というものは、具体的には霞ヶ浦だけに限っているはずだと思うのだから、どうです。

○松村政府委員 先ほどの答弁を繰り返すことになりまして、いま直ちにこれが適用されるのは霞ヶ浦のみでございます。

○久保(三)委員 法律の文言上はそのとおりです。「湖沼」と書いてあるのだから、霞ヶ浦と書いていないのだから、当然指定されようとするのは建設省としては霞ヶ浦を考慮していますというの……答弁としてはそのとおりだろうと思う。しかし予想されて「湖沼」と入れたのはこれは霞ヶ浦なんです。それじゃなぜ琵琶湖を入れたのか。琵琶湖と霞ヶ浦の違いはどこにあるんですか。琵琶湖の総合開発と霞ヶ浦の問題——もちろん大まかには違います。多少機能も違うかもしれない。しかし琵琶湖に次ぐところの霞ヶ浦は、これは日本全体においての湖だとわれわれは承知しているわけですよ。しかも琵琶湖の特別法は、これはあなたの方が立案者だからよくわかっていて、第一条に目的が書いてあるが、その目的の中に何と書いてあるか。目的では、「この法律は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係」云々、こう書いてある。目的の主眼とするところは、自然環境を保全し汚濁した水質を回復するということなんだ。この法律には残念ながら水質の保全という

文言があるだけで、第五条の第二項第二号で、「又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業」ということで、初めてこの項に水質の保全というものが一つある。前にも「あわせて湖沼の水質を保全するため」というのがあるのですが……。いま琵琶湖と霞ヶ浦の水質を考えた場合に、これは環境庁から聞きましよう、どっちが一番環境基準としてひどいのか、お答えいただきたい。

○太田説明員 琵琶湖にしましても霞ヶ浦にいたしましても非常に水質がよれつつございますが、どちらかと申しますと、環境基準の当てはめの合格状況と申しますか、それから申し上げますと霞ヶ浦のほうがよりよれているように私どもはデータを承知いたしております。

○久保(三)委員 あなたも御承知のほうなんです、いまの答弁で。だから琵琶湖の法律とこの法案で、同じ湖で水質の汚濁が一番ひどい霞ヶ浦の水質を保全するというのをこれに書いてあるのだ。片方はひどいとはいへないけれども、霞ヶ浦よりはまだいいほうなんだ。上流のほうは琵琶湖はたいへんきれいなんです。下流のほうか、南のほうはきれいなんで、その琵琶湖総合開発特別措置法では、「汚濁した水質の回復」をはかるという。「保全」というのは、あるがままを完全に保っていくということですよ。いままさに霞ヶ浦も琵琶湖も必要なのは水質汚濁を回復するということじゃないですか。回復しないでどうして利用できるかという問題だ。あなたの参議院での答弁がどこにある。あなたはこんなことを言っている。田中参議院議員の質問に答えて、琵琶湖の法律は琵琶湖全体の問題だ。「特にその水資源開発を含めた法律でございます。これにつきましては、」というの、この水源地域対策です。「これにつきましては、ダムの築造によつての周辺の影響を緩和するための措置の法律と、まあ違うわけでございます。」琵琶湖のほうは水資源の開発でありまして、そのためには汚濁された水質を回復するところがあるわけだ。ところが、この法

律は全然、あなたの答弁からいけば湖沼というのはつけ足しなんだ。だからこの法律の中身、全体の体系からいけば、湖沼のほうはなじまないものがたくさん出てきているのです。精神がなじまない。あなたが答弁しているように、この法律はダムをつくるのです。ダムをつくりやすくするために周辺の整備をするための措置を考えているのです。霞ヶ浦はそうじゃないのだ。いかにして水質をきれいにして、これを昔どおりに、あるいはそれ以上にとりやって活用するかという問題なんだ、そうでしょう。だから、この法律で、あなたがいつか予算委員会で答弁したような問題は解決されていくのですよ。はっきりいって、これで解決できますか。しかも、琵琶湖のほうの特別法は特別に法に基づいて総合開発計画を立てることになっている。霞ヶ浦のほうは水資源のほうの計画でやるようになっておりますね。大体、中身が違ふ。水資源開発促進法といいますが、この法律の第一条には目的が書いてある。「この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図りたい、」云々と書いてある。そうでしょう。琵琶湖のほうはさっき読んだとおりなんだ。

いま霞ヶ浦で必要なのは、琵琶湖の法律の第一条が必要なんだ。現にこの水資源開発促進法に基づいて水資源公団が霞ヶ浦の開発というか、これをいま計画してやっているのですね。やっている問題は何かというと、あなたのほうがよく知っているからあまり時間もないのにおしやべりするのはどうかと思いますが、一言言うならば、水がめにしようというのです。下流の常陸川の水門を締め切つて、川の堤防をかさ上げして、あるいはないところには、無堤地区には堤防を築いて、これを水がめ化していこうということなんです。水がめにするのと同じに、これは流入しているところがあるまいのです、実際言う。十何川入つてくるが、みんな汚濁している。しかも底が浅い湖なんだ。それにこの水をため込んで何にしようかという問題、それだけが中心になっているのです。これから四十トンほどよけいにして、農業用水にも使います。こういつているが、農林省から来ているが、あとから聞きますが、農業用水でいま困っているという面はないのです、実際言つて。全然困つてないかという、ことしのようなときにはそれはある程度困りますよ。どこでも同じだ。極端な話であります。霞ヶ浦に注ぐところの桜川という一つの河川がある。霞ヶ浦の水をその桜川の上流にもう一ぺん持つていって農業用水に使うという話なんだ。ばかばかしい話ですね。これが一つと、そういうものを含めて農業用水に一番多く使うように計算しているが、実際は違ふ。工業用水に持つていこうという話なんです。そのために水がめにしていこうという。ところが水質はだんだんひどくなつてきている。ことしは日照りでありましたからよけいであるかもしれませんが、下流におけるところの逆水門は締め切つたまま、ずっと締め切つていける。雨は降らぬし、入ってくる水はどろ水だし、というので、そのために霞ヶ浦はいま青粉と称するプランクトンの層がずっとべったり張りついて、漁業も何もあつたものじゃありません。みんなコイは死んでいく。昔はウナギとかワカサギがとれた湖でありましたが、いわゆるきたなくなつた水でもふえていくというか、生きていける魚はコイとフナだといわれていた。ところがその一番強いコイかフナがことしはずいぶん死んだ。いわゆる酸素欠乏といいますが、そういうことですね。そういう事例がいまあるのですよ。

だから話をもとに戻りますが、この法律であなたは霞ヶ浦の水質汚濁を改善することができましか。それだけ一つ聞きます。

○松村政府委員 霞ヶ浦の水質汚濁の防止でございしますが、これは水質汚濁の防止方法としては幾通りか考えられるわけでございしますが、一つは環境基準を達成するための流入する水質の規制でございします。これは環境庁主管でございしますが、これによりまして都道府県知事が処置しておること、これを規制することが第一の条件。それでこれは順次規制をしているはずでございします。それとともに、流入する汚濁をさらに防止するための流域下水道の整備、あるいは都市下水道も入れまして、下水道の整備ということが一番重要な問題かと思ひます。これにつきましては下水道の計画をいま進めておりまして、早急にこれをやりたいということを進めておる次第でございします。またそれとともに、流入する河川等に対しても、いろいろと底にヘドロがたまつてい部分もありまして、こういうものの除去等の整備事業、これにつきまして一部着工しております。続けて進めていきたい。したがしまして、そのうちこの法律の関係するものといしましては、整備事業としての下水道計画、それからまた河川の改修計画、こういうものがこの中に入つておりまして、もちろんこの霞ヶ浦の水質をよくすることについてはこの法律のみというわけではありませんが、この法律が一つの大きな役割りをなしております。このことはやはりいえると思ひます。このことについては琵琶湖についても全く同じでございまして、琵琶湖もやはり流入する水質の規制、それから下水道の整備、これが主幹でございまして、やはり琵琶湖総合開発特別措置法のみではこれは琵琶湖の水質の改善ということではできません。これは主要な役割りをなしておりますが、やはり水質の規制ということも一つの大きな役割りをなしております。これらの点が相まつてこれらの水質を回復していくのが筋かと考えております。

○久保(三)委員 いまあなた、下水道の問題を出してありますが、参議院では下水道の五カ年計画に霞ヶ浦の関係だけは織り込んでいないと言つて、いまは何か、織り込んだとは言わないのですか、織り込んでいらっしゃるのですか、はっきりしてください。

○松村政府委員 この法律ができてまして整備計画をつくる際には、その整備計画の中に下水道の計画を入れる予定にしております。

○久保(三)委員 それではその下水道計画というのは、霞ヶ浦の分だけ聞きますが、五カ年計画でどの程度完成しますか。

○吉田(泰)政府委員 霞ヶ浦に関連した下水道の計画としては、三つの流域下水道と、それに関連する公共下水道、それと流域下水道に関連しない七町村に關係する公共下水道、こういったものを総合的かつできるだけ優先的に実施したいということでございます。

○久保(三)委員 計画は、五カ年計画の中で完全に仕上げようというお話でございますか。

○吉田(泰)政府委員 私どもは一応十カ年ぐらゐの目標の計画が立つように聞いておりますが、中でも優先すべきものが前期というやうな意味で五カ年ということになれば、その中に緊要な場所は加えるようにしたいと思つております。

○久保(三)委員 予算は総額で幾らぐらゐ必要であるか、わかりますか。

○吉田(泰)政府委員 大体十カ年計画のつもりでありますが、関連する流域下水道及び公共下水道を総合いたしますと四百億をこえる程度かと思ひます。

○久保(三)委員 それは国の負担分だけでですね。そうですね。

○吉田(泰)政府委員 全体の事業費でございします。

○久保(三)委員 全体の計画などはそんなものじゃ間に合いませんぞ。八百六十億ほどかかりますぞ。

○吉田(泰)政府委員 下水道は遺憾ながら全国的にもたいへんにおくれておりまして、中でもこういった霞ヶ浦のような内水であつて汚濁の進行が著しいようなところは、極力重点を置いて実施しなければならぬと思ひます。それにしまして、今後全体としての下水道の五カ年計画の大幅な改定等も含めまして鋭意実施体制を整えようとにも、そういった計画の拡大を通じて、よう

やく十年、十五年先に何とか欧米並みに持つていこうという計画であります。はなはだおくれております点は申しわけありませんが、しかしながら

過去の事業費に比べれば格段にふやしてきておる実績もございます。明年度以降さらにこれを一段と飛躍させまして、こういった需要に対処したいと考えておりますので、やや時間はかかりますが、ごしんぼうをいただきたいと思ひます。

○久保(三)委員　ごしんぼういただくといううちにあなたもえらくなってどこかへ行ってしまふのじゃないですか。あなたはしんぼうできるかもしれないが、地元の人間は逃げていくわけにいなから、しんぼうできませんからね。

そのことは別にしましても、この霞ヶ浦の開発計画というか基本的計画はたしか四十三年から始まって、計画としては五十年度に完成する予定だと思うが、河川局長、これに間違いありませんか。

○松村政府委員　お答え申し上げます。

霞ヶ浦の開発計画、これにつきましては、現在の予定といたしましては五十年度末ということになっております。しかし現実の問題といたしまして、この霞ヶ浦の開発事業そのものがおくれでい

ることも事実でございます。五十年度末の完成は、現在としては少し無理ではないか、少し延ばさざるを得ないというような状態で、現在検討しておる段階でございます。

○久保(三)委員　少しというのはどの程度なんので

すかね。

○松村政府委員　まだ最終結論は出ておりませんが、あるいはほぼ二年近くおくれることになるかと思ひます。

○久保(三)委員　二年か三年にしても五十二、三

年です。ところが肝心かなめの水質汚濁を回復する一番問題の下水道のほうは十年かかるといっているのです。どうも話が逆じゃないですか。きれいな水にして使うというのが順序じゃないのではありませんか。しかも額もわからぬというんですから。四百億ぐらいだ、そんなのはでたらめです。

よ。だからこれはもう局長さんに聞いてもどうかと思うのですが、時間ありませんし、大臣に伺いするというか申し上げたいのです。

予算委員会でも申し上げたのですが、そのときに大臣は、霞ヶ浦も総合的な観点から検討する必要があるとあります。ただ国会中は忙しいからということでありました。通年国会みたいになったのであれば御検討いただく時間もないのかもしれないけれども

けれども、この法律の中に霞ヶ浦を突っ込んで出してきたところを見ると、どうも何かこれで、当面いよりはましじゃないかというふうに思っている。いらいしやるのかもしれない。大臣はそういうふうに思うかもしれないが、河川局長などは当初

からそういうふうな考えのようでありましたから
何であります……。私は地元だから言っている
のじゃない。こういう特殊なものはそう簡単にダ
ムのようにいかぬ。ダムはまずかったらダムのと
ころをハッパをかけてこわせばものと流れになる

んですね。ところが、日本で二番目の霞ヶ浦のような湖に堤防を築き上げて締め切って腐った水を入れておく。死んだ湖をつくってしまった。これらを直すというに対してどうにも方法がないじゃないかということになったらたいへんだと思

うんです。そういう意味で特に私は申し上げるの
であります。

私も茨城県人でありまして、霞ヶ浦はわれわれ
の暮らしなんです。あるいは極端な言い方をすると
と命みたいなものですよ。そういうものが、

無計画と言ったらいへん失礼だが、何かばらばらな計画で、ただ単に水が必要だから水をためてやろうじゃないかということだけではないけないと思うんですね。琵琶湖についてもそういう問題があったので、御案内のとおり去年琵琶湖の特別法

ができたと思うのであります。私は法律ができたからといって必ずしも万全だと考えてはおりません。しかしながら少なくとも法律はある程度方向性を示すものだから、その方向が正しくなければ、あとからついてくる手段、方法も間違ってくると思うんです。そういう意味で私は、ここまで来

て、この法律をこの委員会でもどうなさるのかよくわかりませんけれども、私としては、万が一多数で通すにしても、霞ヶ浦については特別に総合

計画とうものを立てていく。法律がなくても立てられると思うんです。そのためにはもう少し法律の文言等も、直せるものがあれば直したほうがいいと思ってるのです。よそから来てをこまごま言うとう越権行為になりますからこれは別でありま

すが、少なくともこの法律は、湖沼については突っ込みである。便乗というなら別でありますが、便乗にならないで、一緒に連れていこうというところで強引に乗せようというのがこれだと思うのですね。だから、もしこれでおやりになるとす

るならばいろんな問題が出てくると思うのです。ただ地元では、ないよりまたからいいじゃないですかというのが――大体茨城県人などは善良な者ばかりが多いものでありますから、ないよりはまたからいいじゃないかといううなことで、

半ば歓迎している面もありますが、私はこれから長い目で見た場合に間違いを起こすと思うので、特に申し上げるのです。

話が長くなりましたが、いずれにしても霞ヶ浦対策というのは総合的な対策を立てていくべきだと思います。

し、いま水資源公団のやっている仕事をむやみやたらに先行させるべきではないと私は思うのです。どっちにしろ、いま申し上げたように、五十年という目標が二年は延びましようというから、少し短目に見たんだらうと思うのですが、五十三年

くらいには少なくとも。そういうことでありますから、あわててことはないんじゃないですか。

それで、いまあわてなくちゃならぬのは鹿島における工業用水の問題だと思っております。

最近茨城県はこの九月の県会に向かって、公害を

出す企業には水は送らぬという規制をしようというところまでなってきました。当然だと思うのです。しかも、この水の使い方が荒っぽいんじゃないんですか。霞ヶ浦を見ただけで、水は幾らでもああると思うって使っていたんでは困る。これは循環して使う。極端なことをいえば、海はすぐでござい

ますから、海水を使うとかいうようなことをひとつ考えさせるべきだと思うのですよ。これははっきりいって、幾らでもあるんじゃないやあ

それからもう一つ、もう時間ありませんから、きょうは残ったのはまたあとでお願いしますけれども、緊急の問題として、逆水門を締めつぱなしてやるわけです。逆水門は、御承知のように

ます。その以前に、海水が逆流してまいりまして、稲の田植えをしたあと、苗しろから移植した時期に塩害にかかってたいへん困った時期がたくさんありました。そこで一つには逆水門というの

をつくろう。これは逆水門とは最初言わなかったのです。防潮堤、いわゆる潮を防ぐというかこうです。そのあと、これは治水の関係もあつたんであります。逆水門という、利根川から遮断しようということですね。いま、今年の例な

どを見ますと、かなり湖面の水位が低下してあります。だから、さっき申し上げたような水産に対する影響というのが非常に大きく出てまいりました。結局霞ヶ浦の水面と逆水門の下流との境は、いまでは逆に少し差がありますね。だから、おそ

らく門扉をあければ海水のほうで当然流れてくるでしょう。だから、塩分が強いからということ
で、漁民の再三にわたる強硬な要求にもかかわらず、この逆水門の門扉をあげないでいるわけですね。

私はこれは試験的にでも一べんあけたらいいと思うのです。塩分の度合いが、なるほど逆水門の下ではかなりの濃度であります、いまやもう稲は——その濃度にはもちろんなかなか問題があるかもしれません、広い地域に逆流してくるの

でありますから、塩分の濃度は薄まるわけですが、いままでもそうであります。建設省が逆水門の管理をしておるのでありますが、大体いままで門扉の開閉をする場合は、基準はこんな基準になっておるのです。苗しろに植えてからいわゆる活着期、根が張るまで、この期間は大体、六〇〇

だからこれはむしろ、工業用水、農業用水、それから上水もありますが、そういうような三つの

そこで、霞ヶ浦が、ことしは日照りで雨が降らぬから湖面の低下があった、だからいろいろな問題があるのだ、こういうことでありますが、低下しても低下せぬでも問題はあるということをとこの調査は報告しています。ちょっと読んでみましょう。「霞ヶ浦北浦における水質汚濁の現状は、都市廃水、醗酵廃水、養豚廃水等いわゆる有機汚染であるから水位の低下期には滞留時間が短かくななることによって汚濁物質の流入地点での拡散は速く、若干の濃度の減少が考えられるが、反面有機物の酸化が鈍り、湖全体への影響が大となる

第三項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は區画整理で政令で定めるもの」これは国の負担割合は十分の五・五以内になつておる。琵琶湖のほうは十分の六・五以内になつておる。違いがあるとすれば、どうしてこんな差があるのか、教えていただきたい。以上です。

○川田政府委員　一番最後のお尋ねの点でございますが、琵琶湖におきましては百分の六十という国営のかんがい排水事業がございます。霞ヶ浦では現在のところそういうものが考えられておりま

ましては先生の御指摘のように門を開くことが可
であるか——この問題につきましては茨城県の知
事からの要請によってこれを締めておる、またそ
こに協議会とか市議会とかいうものがあって、そ
の意見によってこれを決定いたしておるというこ
ともあるわけでありますが、あのような状況に
なつておつて、海水を入れることによってその問
題が幾分でも解消されるということになるならば
と私も考えるわけでありまして、その問題につ
きましては茨城県当局と十分今後話し合つてみる
ということを示したいしておるわけでございます。
また総合対策という問題につてましては、何で
も水を取ればよいという考え方はこれはいかた
にも迷惑をかけない、漁民にも迷惑をかけない、
こういうことも考えなくちゃなりません、そ

いう意味で下水道の問題を先ほど都市局長から御説明がありまして、十年あるいは十五年というようなマンマデでやったのではこれははやの間に間に合わない。幸い來年度から五カ年計画の改定もあることでございますから、あらためてこの下水道問題はひとつ考え方を練り直してこの問題に対処してまいりたい、このように考えております。

○久保(三)委員 時間でありましたが、最後に簡単に答えてください。農林省の構造改善局からおいででありますか。

いままのような霞ヶ浦の状態で、予算委員会でもこの話をしましたが、高浜入りの干拓などはこれは時代に逆行するもので、いま土手を築いて、下を締めて水がめにするという時代に、湖面を埋め立てて、しかもかなりの反対があるし、それに多額の金をかけてやるというのはばかばかしい話だと私は思っているわけです。いまもしもやるとするならばたいへんな問題になると思うのだが、農林省はいまどういうふうにご考へておるか。その考への結論だけ聞いておきましょう。

○山本説明員 先生御指摘の事情があることは私もよく知っておりますが、高浜入りの干拓につきましましては、地元の市町村あるいは県等の要望も非常に強いので、われわれといたしましては地元の客観情勢が許されるならば着工したい、こういうふうにご考へております。

○久保(三)委員 県や町村というのは、これは十何年前の話なんです。いまごろになって、もう足を突っ込んでしまったからあとへ引けないので体面上やっていると、われわれ政治家は体面でなく、これからうんと金を出したり損をするようなことをやらせるわけにいかないというのがわれわれの考へなんだ。農林省の役人はちよいちよいかわってしまふからわからないけれども、そういうことを何へんも言っているのだ。この辺で思い切つてやめるかどうか検討するように上司とも相談してほしいと思います。

以上です。

○天野(光)委員長代理 次回は、來たる九月七日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

建設委員會議録第二十五号中正誤

ページ 段行		誤	正
一 一三		出席委員欄中「保岡 興治君」以下の順序は次のとおり訂正	
保岡 興治君		渡部 恒三君	
清水 徳松君		中村 茂君	
松浦 利尚君		森井 忠良君	
渡辺 惣蔵君		瀬崎 博義君	
新井 彬之君		北側 義一君	
渡辺 武三君			
六 一〇四、五%		四、五〇%	

同 第二十六号中正誤

ページ 段行		誤	正
一 二四		建設省都市参事官	建設省都市局参事官
三 一六		程度にしる	程度にしか
五 一五		問題を	問題と
九 一三		貫行	慣行
一〇 一三		彼ら異常景気	彼は異常景気
一六 一五		道路でござます	道路でございます
一六 一六		もちろんもの	もちろんもの
一六 一七		以上のような	以上のような
一七 一五		決定、	決定

同 第二十七号中正誤

ページ 段行		誤	正
二 一七		濃小	縮小
三 一七		ふうにいえば	ふうに、いえば
四 一七		しかも後	しかる後
五 一七		団公	公団
六 一七		拓否	拒否
七 一七		相談所	相談役
八 一七		「委員長着席	「委員長退席
九 一七		お聞に	お聞きに
一〇 一七		モーターリゼー	モーターリゼー
一一 一七		シン	ション

同 第二十八号中正誤

ページ 段行		誤	正
一 一四		取り上げ	取り下げ
二 一五		呼ぶもの	呼ぶ者
三 一五		一末	一末
四 一五		街路柱	街灯柱
五 一五		国有事務	固有事務
六 一五		例示した。この	例示したこの
七 一五		「老人や	「老人や
八 一五		責任者	責任者
九 一五		申立人	「申立人
一〇 一五		うけた。	うけた。」
一一 一五		罪金	罰金
一二 一五		利管	営利
一三 一五		わずらわしき	わずらわしき、
一四 一五		の	その
一五 一五		ましては、	まして、
一六 一五		解除とという	解除という

同 第二十九号中正誤

ページ 段行		誤	正
二 一三		乱用	内容
三 一三		そこら辺に、	そこら辺に立っ
四 一三		立って	て、
五 一三		表面	表現
六 一三		されず放置	されずに放置
七 一三		いうところは、	いうこと、
八 一三		この当時の	この当時の
九 一三		柱書き	柱書き

昭和四十八年九月八日印刷

昭和四十八年九月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T